

(仮称) 北海道国土利用計画・土地利用基本計画 (素案) [概要]

1 国土利用の基本方針

<持続可能で自然と共生した国土利用・管理>

◆国土利用をめぐる基本的条件の変化と課題

■ 人口減少・高齢化等を背景とした国土の管理水準の悪化と地域社会の衰退

- ・ 中心市街地の空洞化の進行
- ・ 低未利用土地、空き家等の増加 等

■ 大規模自然災害に対する脆弱性の解消と危機への対応

- ・ 防災・減災対策の強化
- ・ 都市型水害に対する脆弱性の増大 等

■ 自然環境や景観等の悪化と新たな目標実現に向けた対応

- ・ 生物多様性の確保、自然環境の保全
- ・ 水資源の保全に向けた取組の推進 等

[上の3つの■に共通する2つの課題]

■ デジタルの効果的な活用

■ 多様な主体の参加と官民連携による地域課題の解決

◆国土利用の基本方針 (5つの観点)

■ 地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理

- ・ 都市機能や居住の集約化
- ・ 低未利用土地、空き家等の有効活用 等

■ 土地本来の災害リスクを踏まえた賢い国土利用・管理

- ・ 関係者協働による流域治水の推進
- ・ 災害ハザードエリアでの開発抑制 等

■ 健全な生態系の確保によりつながる国土利用・管理

- ・ 優れた自然環境等の保全・管理
- ・ 水源周辺の適正な土地利用 等

[上の3つに共通する、横断的な2つの基本方針]

■ 国土利用・管理DX

- ・ デジタル技術を活用した国土利用・管理の効率化
- ・ 農林業等の課題に応じたデジタル技術の開発

■ 多様な主体の参加と官民連携による国土利用・管理

- ・ 民間等多様な主体の参加、官民連携による取組の推進
- ・ 国の取組への協力及び道民参加型による国土管理

2 地域類型別の国土利用

地域類型	主な基本方向	[地域の共通事項]
都市	・ 低未利用土地の利用や空き家等の利活用による土地利用の効率化 等	○地域の相互貢献、連携推進 ○宅地と農地の混在する地域での調和のとれた居住環境と営農環境の形成 等
農山漁村	・ 荒廃農地の農地としての活用など適切な土地利用の推進 等	
自然維持地域	・ 優れた自然の風景地などの自然環境の適切な保全・再生 等	

3 連携地域別の国土利用

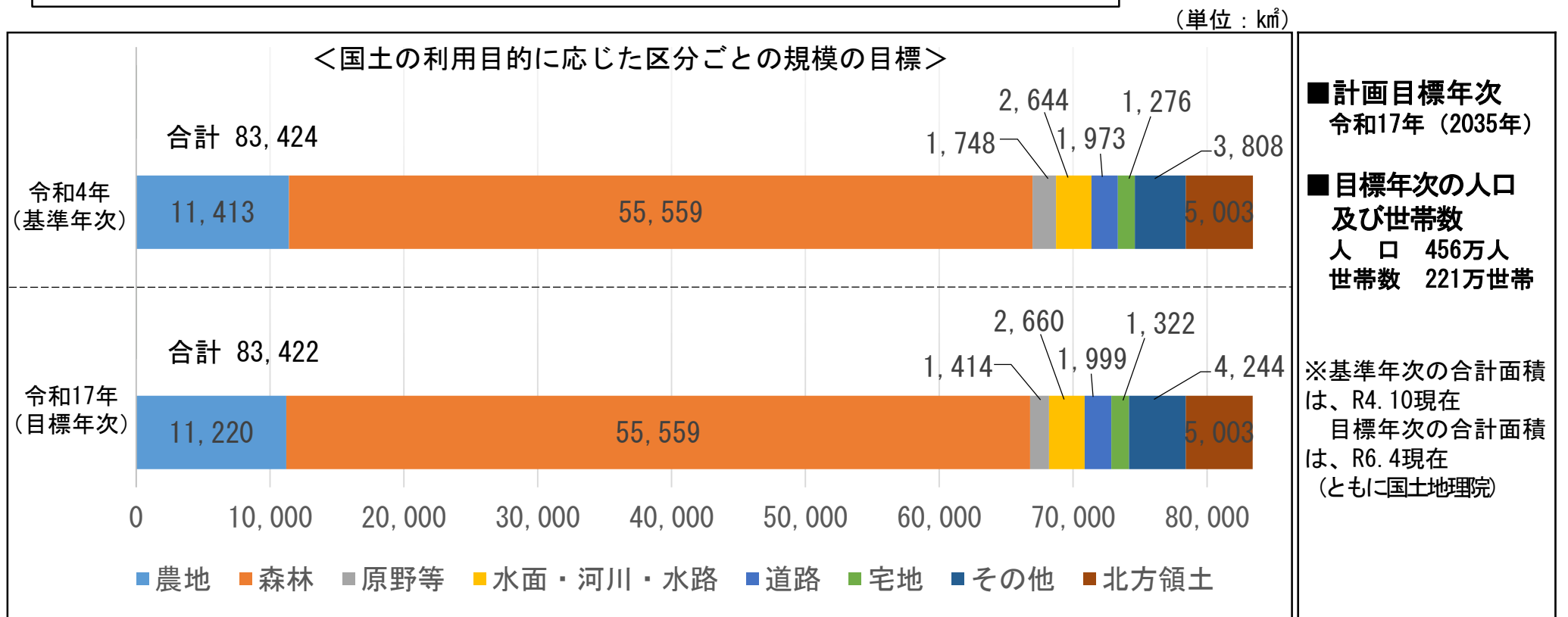
北海道総合計画の6つの連携地域の区分のもと、それぞれの地域づくりの方向に沿った国土利用を推進

連携地域	主な基本方向
道央広域連携地域	・ 産業活性化や雇用の場の創出、人材確保 等
道南連携地域	・ 新幹線の札幌開業を見据えた広域観光の促進 等
道北連携地域	・ 豊かな自然と調和した脱炭素型の地域づくりの推進 等
オホーツク連携地域	・ 世界自然遺産等を活かした観光の展開 等
十勝連携地域	・ 地域の強みや自然環境を活かした産業の振興 等
釧路・根室連携地域	・ 農林水産業及び地域資源を活かした関連産業の振興 等

4 利用区分別の国土利用の基本方向

利用区分	主な基本方向
農地	・ 優良農地の確保や農地の大区画化、集約化 等
森林	・ 多様な主体の協働での整備・保全 等
宅地	・ 低未利用土地・空き家の活用 等
原野等	・ 保全を基本とした適正な利用 等
道路及び水面・河川・水路	・ 適切な管理等による持続的な利用や健全な水循環の維持・回復 等
その他 (公共用施設等の用地等)	・ 景観や自然環境の保全に配慮 等

5 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要



6 目標達成に必要な措置の概要

土地利用関連法制等の適切な運用	・全国計画などを通じた適切な土地利用・管理の調整 等
土地の有効利用・転換の適正化	・空き家の有効活用や所有者不明土地等の利活用に向けた調整 等
国土の保全と安全性の確保	・適切な保育等による森林整備等の推進など 等
自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保	・自然環境や希少野生生物に配慮した土地利用の推進 等
持続可能な国土管理	・都市機能の集約化や優良農地等の確保など 等
多様な主体による国土利用・管理の推進	・多様な主体の参加による国土の適切な管理の推進 等
国土に関する調査の推進	・国の土地関連調査等の利活用、地籍調査の着実な推進 等
北方領土対策の推進	・北方領土の返還後における土地利用の検討 等

7 土地利用の原則及び調整

◆五地域区分の設定・土地利用の原則

都市地域	・低未利用土地や空き家等の有効活用や既成市街地の再開発等による土地利用の高度化を促進 等
農業地域	・農業振興地域施策の計画的かつ集中的な実施、現況農用地の保全や確保の促進 等
森林地域	・森林の多面的機能の持続的な発揮に向けた整備・保全 等
自然公園地域	・優れた自然の保護や適正な利用、風景の保護に支障を及ぼす土地の形状変更等の制限 等
自然保全地域	・自然環境の継承に向けた生物多様性の確保や適正な保全、自然環境の恵沢の享受 等

◆五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

五地域区分の地域が重複している場合、調整指導方針に沿って適正かつ合理的な土地利用を図る
 都市地域と農業地域とが重複する場合など、9つのケースに関する土地利用の優先順位、土地利用の誘導の方向等を記載

◆水資源保全地域の土地利用

本道の貴重な財産である水資源保全地域の保全にあたり、「北海道水資源の保全に関する条例」に基づき、周辺の自然環境や土地利用の状況と調和した適切な土地利用を推進

8 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全計画

「苫小牧東部開発新計画」及び「石狩湾振興地域開発基本計画」について、当該計画に基づく事業が促進されるよう、土地利用上配慮

9 今後のスケジュール(想定)

令和6年9月 パブリックコメントの実施、国土交通大臣及び市町村長の意見聴取
 令和7年1月 北海道国土利用計画審議会から答申
 令和7年2月 道議会へ報告(案)
 令和7年3月 決定・公表、国土交通大臣への報告